

年齢について

Q1	年齢制限はありますか？
	ありません。幅広い年齢層の方が受講されています。

資格取得について

Q2	講習を修了すれば、資格取得となるのですか？
	司書補の講習を修了されると「司書補となる資格」が得られます。

既に取得している科目の単位読み込みについて

Q3	他大学で既に数科目取得しているので、残り科目だけ受講できますか？
	部分科目受講で、既に取得した科目の単位を本学講習単位に読み替えることができます。ただし今年度取得予定の単位を合わせて講習修了が見込める場合にかぎります。(別途手続き必要 Q4参照)
Q4	単位読み込みの手続きはどうしたらよいのですか？
	単位取得された大学の「単位取得証明書」をご用意ください。法令科目と修得科目名、取得年度の記載があるものがが必要です。その他に「受講科目申込書」「単位認定申請書」も併せてご提出ください(いずれも本学募集案内の挟み込み書類です)。
Q5	他大学で数科目取得しているので残り全てを受講したいが、部分受講の受講料上限 95,700 円を超えてしまう
	95,700 円で残り全ての科目を受講できます。

落ちてしまったら(単位取得できなかった)

Q6	何科目か落としてしまった場合(取得できなかった)、補講や再試験はありますか？
	補講、再試験はありません。試験や出席数などの理由で修得できなかった場合でも、修得できた科目の単位は次年度以降も有効ですので、次々年度以降に落とした科目のみを部分受講してください。

働きながら受講できるのか

Q7	働きながらでも履修することはできますか？
	全科目を単年度で習得されるのではなく、部分受講で数年かけて修得される方もいらっしゃいます。

欠席、遅刻、早退はどうなる

Q8	欠席、遅刻、早退の扱いはどうなりますか？
	各科目 4/5 以上の出席が試験の受験条件となります。出席と試験の点数で合否が決まります。

通学に関すること

Q9	通学定期・学割は利用できますか？
	通学にあたり「学生割引定期」はご利用いただけません。
Q10	駐車場は使用できますか
	できません。近辺の駐車場をご自身で契約してください。
Q11	バイク、自転車での通学はできますか？
	駐輪は可能です。ただしバイクの場合はガイダンスの時にお申し出ください。
Q12	通学や受講中の傷病について保険はありますか？
	ありません。各自で十分にご注意ください。

司書の資格を取るには

Q13	司書補講習修了後、司書の資格を取得したいのですが必要な条件はありますか？
	<p>次の職を通算して<u>2年以上</u>経験すると、司書講習を受講できます。</p> <p>①司書補の職 ※1</p> <p>②司書補の職に相当する職（国立国会図書館、大学・高等専門学校の附属図書館における）</p> <p>③司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定する職（官公署、学校、社会教育施設における） ※2</p> <p>④社会教育主事（官公署、学校、社会教育施設における）</p> <p>⑤学芸員（官公署、学校、社会教育施設における）</p> <p>司書の資格は、司書講習を修了した者が所定の勤務経験が3年を越えた時点で得られます。</p>

※1 非常勤職員等、フルタイムでない勤務体制の場合には時間換算を行い、1日7時間45分の勤務を2年間（1年は220日とする）継続した場合と同等の勤務実績（計3410時間以上の勤務）が必要です。

※2 「司書補の職と同等以上の職」は省令で下記の通り指定されています。

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第五条第一項第三号ハの規定により、司書補の職と同等以上の職を次のとおり指定する。

- 一 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に掲げる事項に相当する事項（以下「図書館奉仕相当事項」という。）に関する専門的職務に従事する職員の職
- 二 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 四 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- 五 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 六 博物館法（昭和二十六年法律二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 七 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

平成二十年六月十一日文部科学省告示第九十号（抜粋）